

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証明願

令和 年 月 日

鳴門市農業委員長 殿

農地等の相続人氏名

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所				氏名			職業		
相続開始年月日	年 月 日			農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日			年 月 日		
被相続人の所有面積	耕作農地	m ²		被相続人が農業経営者でない場合	農業経営者の氏名				
	採草放牧地				農業経営者と被相続人との同居・別居の別		同居・別居		
	合計								
特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っていた者である場合		分類		特定貸付け・営農困難時貸付け					
		貸付年月日							
		貸付先の農業経営者の氏名							
		その他参考事項							

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所				氏名			職業		
生年月日	年 月 日	被相続人との続柄			相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別	同居 別居	相続開始前において農業に従事した実績の有無	有・無	
特例の適用を受けようとする農地等の明細		別表のとおり		左記の農地等による農業経営の開始年月日等			年 月 日 ()		
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項(特定貸付け又は営農困難時貸付けに関する事項)									
身体若しくは精神の障害又は老人ホーム等への入所の有無							有・無		
その他参考事項									

(2) 農地等の相続人の推定相続人(生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)

住所				氏名			職業		
生年月日	年 月 日	相続人との続柄			使用貸借による権利の設定の年月日		年 月 日		
使用貸借に係る農地等の明細					左記の農地等による農業経営開始年月日		年 月 日		
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項									
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項									

上記の証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。

年 月 日

鳴門市農業委員長

印

別 表

特 例 適 用 農 地 等 の 明 細 書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所			＊３年毎の継続届出書の整理欄							
				１回目 ． ．	２回目 ． ．	３回目 ． ．	４回目 ． ．				
	氏名			５回目 ． ．	６回目 ． ．	７回目 ． ．	８回目 ． ．				
相 続 開 始 年 月 日		年 月 日									
農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日		年 月 日									
特 例 適 用 農 地 等 の 明 細											
番 号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所 在 場 所	市街化区域内外の別	特定貸付農地等	営農困難時貸付農地等	面 積 (㎡)	＊譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄			
1				内・外							
2				内・外							
3				内・外							
4				内・外							
5				内・外							
6				内・外							
7				内・外							
8				内・外							
9				内・外							
10				内・外							
11				内・外							
12				内・外							
13				内・外							
14				内・外							
15				内・外							
16				内・外							
17				内・外							
18				内・外							
19				内・外							
20				内・外							
合 計											

相続税の納税猶予に関する適格者証明書 添付書類チェック表

	チェック者		
	書 類	申請者	農業委員会
共通	相続税の納税猶予に関する適格者証明書 <u>2部</u>		
	全部事項証明書(該当の土地全筆)	/	
	公図(該当の土地全筆)		
	位置図(該当の土地全筆)		
	現地写真(該当の土地全筆)		
	譲受人家族全員の住民票		
	農業委員会申請関係書類確認書		
相続登記未済の場合	被相続人相関関係図		
	遺産分割協議書		
	印鑑証明書(相続人全員)		
	戸籍謄本(死亡者及び相続人全員の確認ができるもの)		
	除籍謄本(死亡者)		
	改製原戸籍		
	譲渡人・譲受人農家台帳	/	

※書類提出の締切り日は毎月10日です。10日が休みにあたる月は、休日前が締切り日となります。

※12月のみ締切り日が11月末になります。御注意ください。

※証明書類などは原本が必要です(原本還付可能)。